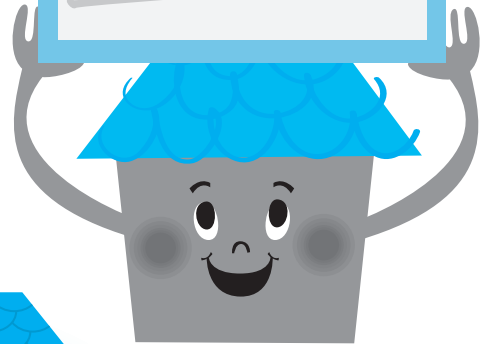


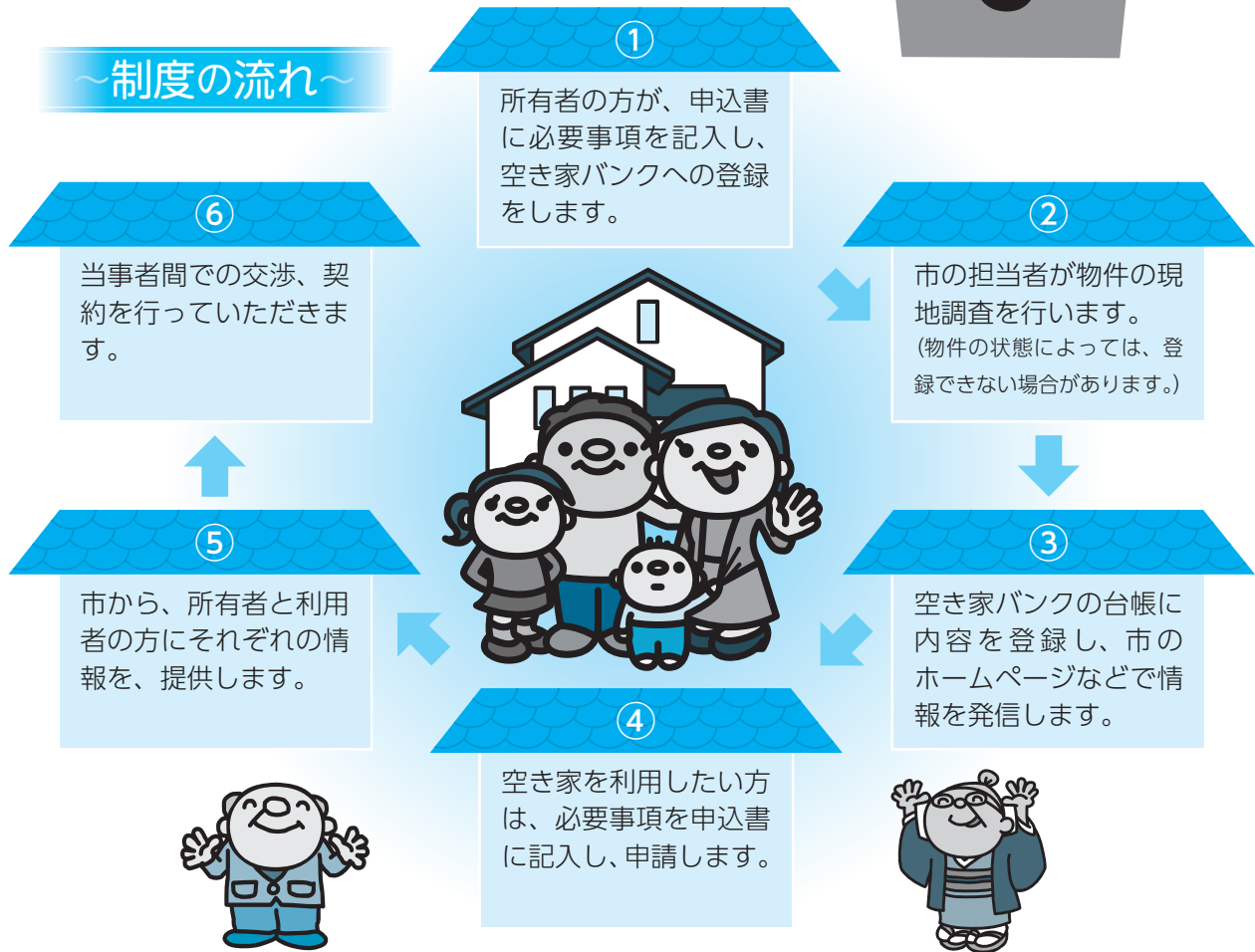
空き家バンク制度 を創設しました！



「小城市空き家バンク」制度とは、市内の空き家となった住宅を所有している方に、情報を登録していただき、移住・定住を希望する方へ情報提供することで市への定住を促進し、各地域の活性化を図るものです。

所有者の皆さんからの、空き家情報の提供をお願いします。

～制度の流れ～



【問合せ】牛企画課
担当 大坪・野副
☎ 63・8803



市では、空き家バンク情報の提供や必要な連絡などは行いますが、不動産のあっせんや所有者と利用者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約などの仲介行為は行っていません。仲介が必要の方は、宅地建物取引業者への依頼をお勧めします。

※宅地建物取引業者へ依頼した場合は、宅地建物取引業法に基づく所定の手数料が発生します。